

令和6年4月8日

保護者 様

岡山市立政田小学
校長 鳥居 真

警報発令にともなう臨時休業等の扱いについて

平素から児童の安全確保につきましてご配慮とご協力を賜り、ありがとうございます。さて、標記のことについて、次のとおり対応させていただきますので、テレビ・ラジオ等の気象情報をご確認の上、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 午前6時30分に岡山市に下記の警報や中学校区に避難指示が発令された場合

暴風・暴風雪・大雪及び特別警報

上南中学校区に避難指示の発令

(1) 上記の警報及び避難指示が、午前6時30分に発令されている場合には、臨時休業となります。

午前6時30分以降に警報が解除されても、登校することはありません。

(2) 午前6時30分以前に警報等が解除されたり、注意報に変わったりした場合には、通常通り登校させてください。

2 児童が在校中に警報等が発令された場合

状況に応じて、下校させることがあります。その際、帰宅連絡（メール・電話）をします。

状況によっては地区の保護者の方に付き添っていただく必要が生じるかもしれません。また、各家庭にお子さんを引き渡すことも想定されますのでよろしくお願いいたします。

3 その他のお願い

(1) 河川や用水の増水・道路の冠水等、通学路が危険と判断される場合、自宅に待機しその状況を学校にご連絡ください。

(2) 一方で、学校からの連絡が遅れてしまい、対応に支障をきたすこととなりますので、各家庭からの直接電話による問い合わせは、ご遠慮ください。

(3) 次の内容について、各家庭でご指導ご確認くださいますようお願いいたします。

① 通学路に登下校すること。

② 垂れ下がった電線に近付いたり触ったりしないこと。

③ 浸水中の道路をやむを得ず通る場合は、中央を通ること。

④ 増水した河川や用水には、近づかないこと。

⑤ やむを得ず留守にしたり、連絡がとれなかったりした場合に、家庭でどのように過ごすのかを、よく話し合っておくこと。

ご家庭内の目につきやすい場所に掲示しておいてください。

令和6年4月11日

新1年生保護者 様

岡山市立政田小学
校長 鳥居 真

警報発令にともなう臨時休業等の扱いについて

平素から児童の安全確保につきましてご配慮とご協力を賜り、ありがとうございます。さて、標記のことについて、次のとおり対応させていただきますので、テレビ・ラジオ等の気象情報をご確認の上、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 午前6時30分に岡山市に下記の警報や中学校区に避難指示が発令された場合

暴風・暴風雪・大雪及び特別警報

上南中学校区に避難指示の発令

(1) 上記の警報及び避難指示が、午前6時30分に発令されている場合には、臨時休業となります。

午前6時30分以降に警報が解除されても、登校することはありません。

(2) 午前6時30分以前に警報等が解除されたり、注意報に変わったりした場合には、通常通り登校させてください。

2 児童が在校中に警報等が発令された場合

状況に応じて、下校させることがあります。その際、帰宅連絡（メール・電話）をします。

状況によっては地区の保護者の方に付き添っていただく必要が生じるかもしれません。また、各家庭にお子さんを引き渡すことも想定されますのでよろしくお願いいたします。

3 その他のお願い

(1) 河川や用水の増水・道路の冠水等、通学路が危険と判断される場合、自宅に待機しその状況を学校にご連絡ください。

(2) 一方で、学校からの連絡が遅れてしまい、対応に支障をきたすこととなりますので、各家庭からの直接電話による問い合わせは、ご遠慮ください。

(3) 次の内容について、各家庭でご指導ご確認くださいますようお願いいたします。

① 通学路に登下校すること。

② 垂れ下がった電線に近付いたり触ったりしないこと。

③ 浸水中の道路をやむを得ず通る場合は、中央を通ること。

④ 増水した河川や用水には、近づかないこと。

⑤ やむを得ず留守にしたり、連絡がとれなかったりした場合に、家庭でどのように過ごすのかを、よく話し合っておくこと。

ご家庭内の目につきやすい場所に掲示しておいてください。